認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人	名	0年4.	月1日~令和5年3月3
	経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(下 5分の1(20%)以上であること。	己注意等	事項参照)におい チェッ
			実績 判定期間
経	常収入金額(③の金額)	1	23, 552, 261 円
総	収入金額	Ø	232, 593, 615 円
	国の補助金等の金額(②欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	1	204, 254, 069 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	Ø	4, 598, 660 円
控	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされ いる場合の負担金額	7 ⊕	0円
除	資産の売却収入で臨時的なものの金額	(₹)	0円
金	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対 基準・原則用)①欄の「()」)	**************************************	0円
額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合って 額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	# (#)	0円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表 1(相対値基準・原則用 ⑥欄)	⁽⁾ Ø	188, 625 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準・原則用)①欄)	Ø	0円
差引	金額 (⑦-①-①-②-③-②-②-②-②)	⊜	23, 552, 261 円
寄	附金等収入金額(⑦の金額)	2	6, 419, 460 円
受力	、寄附金総額(付表 1 (相対値基準・原則用) (A欄)	⊕	3, 398, 355 円
	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表 1 (相対値基準・原則用) ①欄)	0	0円
控除	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその 計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)	: S	0円
金額	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用) ⑥欄)	€	188, 625 円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表 1 (相対値基準・原則用) ①欄)	0	0円
差引	金額 (サージーターセーツ)	Ø	3, 209, 730 円
会費	収入(②欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)	Ð	3, 209, 730 円
国の	が補助金等の金額(多欄 の金額を限度とする。)	0	0円
合計	 	Ŧ	6, 419, 460 円
—— 某淮	となる割合 (②÷①) ····································	3	27. 25%

(注意事項)

• 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です。)。
- ・ ③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1(相対値基準・原則用)

法人名	認定特定非営利活動法人 えど	がわエコセンター	実績判定期間	平成30年4月1	日~令和5年3月31日

基準限度額の計算

受		入		寄		附		金		総		額	(A)	3,398,355 円
休	眠	預	金	等	交	付	金	関	係	助	成	金	B	0円
1	限度 の総												©	339,835 円
	限度 (の総												D	1,699,177 円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

_		~~~	C	7110 71 310 C OL MINISTE	
	④のうち寄附者の氏名(法人・団体にあっては、その	名称)			100 00F F
	及びその住所が明らかでない寄附金の	の額	Œ	••	188,625 円

寄附者の日	6名(法人・団	<u>体にあ</u>	<u>って</u>	<u>ま、-</u>	その名称)	及びそ	の住所が明	月らかな寄作	金	
	計額が 20 万円 は員の氏名	役職		寄附金額			①欄と©(法人、認定	② 特定公益増進 特定非営利活 いては®)欄 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額(①-②)	
ts	こ	,		() 円	() 円	(.) 円
				(?)	() 円	() 円
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(·····) 円	(······) 円	()
				()	()	(円)
			•••••	(<u>円</u>)	('	<u>円</u>)		<u>円</u>)
				(円)	(円)	(<u>円</u>)
	•••••			(円)	(円)		<u>円</u>)
				(<u>円</u>)		円)		<u>円</u>)
·				L.		円				
役員等からの物 のものの合計額	所金の額が 20 7 1	円以上	®	(•) 0 円	(0円	() 0 円
®欄以外の同 一の者からの	特定公益增進法 定特定非営利活		©			0円		0円		0円
寄附金の額が 1 千円以上の ものの合計額	⑥欄以外の者		(f)	(3,209) , 730 円	() 3, 209,730 円	() 0 円
同一の者から 未満のものの	の寄附金の額が 合計額	1 千円	①	(0円				
休眠預金等交	付金関係助成金		0			0円				
合 計(图)+@+ ()+()	+①)		®	3,209) , 730 円			(D)) 0 円

(注意事項)
①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2(相対値基準用)

				
1	VL I A	59-1-41-11, WAINARY 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
1	法人名	認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター	宝糯判定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日
	1277	MENCIANCI INTRIMATION CONTRACTOR	20/05 1.1 VC 28/1161	
			4 7 7	

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイと口の基準を満たす必要があります。

	基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
1	社員の会費の額が合理的な基準に より定められている	会費規程別表において、社員(正会員)の年会費を 個人 2,000 円、活動団体 5,000 円、営利組織 10,000 円 と規定している。	はい いいえ
	社員(役員等を除く。)の数が20人 以上である	社員名簿に 227 人登載(うち役員 15 名) ※令和 5 年 3 月 31 日現在	はい いいえ

※ イと口の基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を 行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

. ,			-	
	社員の会費の額の合計額・・・・・・	• • •	0	7,509,000 円
	共益的活動の割合(第2表③欄)・・・・・・	• • • •	2	0.42%
	① から控除する金額 (①×②) ・・・・・	• • •	3	31,537 円
	差 引 金 額(①-③)・・・・・・	• • • •	4	7,477,463 円
				H

第1表(相対値基準・原則用) ⑦欄又は、 第1表(相対値基準・小規模法人用) ②欄へ

(注意塞項)

社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第2表)

名			認定特定非営利活動法人 えどがわエ	コヤンター		f 1
		直番洋熱の			この公主法でもファル	
夫秧	刊走州间にのける	争果店虭0.)うち次の活動の占める	割合から	00%未満であること	L
会	員等に対する資産	の譲渡若し	、くは貸付け又は役務の	提供(じ	以下「資産の譲渡等」という	。)、
				:員等であ	ある活動(資産の譲渡等のう	ち
	ないで行われるも					
	4 7	•)地域に居住し又は事務所そ	-
	〜早りのものを有 裏渡等を除く。)	9 る百での	他便益の及ふ者か特定	の範囲の)者である活動(会員等に対	9
		まとは 一のi	市区町村の区域の一部で地	繰に基づく	く地域をいいます。	
		,			、心気といいるす。 E研究、情報提供その他の活	動
			., クロベロル、ベロロ :反した作為又は不作為			
						•
					実 績 判 定 期 間	
<u> </u>			7			1
1 3	ナベての事業活動に	系る金額等		1	(指標)	
		•	_		188,018,408 円]
ΩŒ	うちイ〜ニの活動に	- 仮ェム哲学	7	2	796,122 円	1
000	7 7 54 ~	- 「		©	790,122	
·	全員等に対する答	産の護産等の	 ○活動(対価を得ないで行	hh]
	るもの等を除く。)			(a)	0円	
1	会員等相互の交流	. 連絡又は	 意見交換その他その対象が		•	
	員等である活動に	係る金額等		(796,122 円	
口	便益が及ぶ者が特	定の範囲の者	新である活動に係る金額等	©	0円	
ハ	特定の著作物又は	 特定の者に関		a	0円	ŀ
	特定の者に対し、	その者の意		求		
=	める活動に係る金	額等	•	e	0円	
	合 :	† (@+	-D+©+D+@)	Œ	796,122 円	Ď
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
基準	≝となる割合 (②÷	(D)	•••••	3	0.42%	l
I				لــّــا	J. 12/0	

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	チェック 欄
	なび経理に関して次に掲げる基準に適合していること 総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	~

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1	,			•					-	***	
					項		役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (①÷①)
	区	分					①	2	3	4	5
	<u>a</u>	年 月	日~	年月	月月.		· 人	人	%	人	%
	(D)	年 月	日~	年月	月日		人	人	%	人	%
	©	年月	日~	年月	日		人	人	%	,	%
	a	年 月	日~	年月	I II		人	人	%		%
	e	年 月	日~	年,月	1 日		人	人	%	.	%
	①	年 月	日~	年月	1 日		人	人	%	.	%
	申		請			時	15人	0人	0%	2人	13. 3%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©.	a	e	(£)	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	5.7						
	はい	はい	はい	はい・	はい	はい・	はい・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

/\ .							
項目	a	Ф	©	@	e	①	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいた	はいいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい	はい

建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項目	a	©	©	@	e	Œ	申請時
貴途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記 載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有∙無	有∙無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
•	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及	
	び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
•	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平	おりに記載します。
	等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「⑧」から「⑪」については、イに記載する各期間	法人の監査を受けている」の「はい」
	(「②」から「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		<u>付してください。</u>
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「〇」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「②」から「①」については、イに記載する各期間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(「@」から「①」) を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費金が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費金を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名 認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター	a	6	©	@	e	Ð	申請時
役 員 数	人	人	人	人	. 人	人人	15 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	. 人	人	.0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	人	人	Д	人	人	人	2人

	役員の											
氏	名	住所	RMs. Ar	使标数			I	就(任 等	の	状	况
	1₽ 	住所	職名	続柄等	a	(©	a	@	Ð	申請時	就任・退任 年月日
岩瀬	耕二		理事						•		0	平成 29 年 6 月 1 日就任
- 荒木	初美		理事									平成25年6月1日就任
	, 							ļ 	ļ 			令和5年5月27日退任
天沼	浩		理事				,				0	令和4年5月29日就任
田口	功		理事								0	令和元年 5 月 25 日就 任
高田	雅之		理事								.0	令和元年 5 月 25 日就任
中山	雄司		理事								0	平成 29 年 6 月 1 日就任
深津	郁子		理事								0	平成 29 年 6 月 1 日就任
松本	勝義		監事									平成 23 年 8 月 4 日就任 令和 5 年 5 月 27 日退任
山谷	裕美子		理事								0	令和元年 5 月 25 日 就 任
石川	麻美		理事						·			令和3年5月29日就任 令和5年5月27日退任
池田	進		理事								0	令和3年5月29日就任
鈴木	弘行		理事								0	令和3年5月29日就任
千倉	嘉一		理事								0	令和3年5月29日就任

吉野早苗	理事	:					令和3年5月29日就任 令和5年5月27日退任
山崎 求博	理事					0	令和3年5月29日就任
島田 久市	監事	,				0	令和3年5月29日 就 任
青山やす子	理事					0	令和5年5月27日就任
徳田 哲也	理事					0	令和5年5月27日就任
宇田川晴夫	監事					0	令和5年5月27日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター								
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間					
	会計ソフト(PCA 公益法							
総勘定元帳	人会計)使用	都度	10年					
	ルーズリーフ							
現金出納帳	手書帳票 ルーズリーフ	都度	10年					
	会計ソフト(PCA公益法							
仕訳日記帳	人会計)使用	都度	10年					
	ルーズリーフ							
	給与計算ソフト(やよい給	• .						
給与台帳	与計算)使用	月1回	10年					
	ルーズリーフ							

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター チェック欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1								
	項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有無

項目	a	Ф	©	a	e	①	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	和無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・無	有無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・無	有無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

11

項目		実績判定期間
事業費の総額	①	188,018,408円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	188,018,408円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

- 注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、 使用した指標及び単位を記載 してください。
 - ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意 事項をご確認ください。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	1	3,398,355 円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	3,398,355 円
受入寄附金の充当割合 (②・①)	3	100%

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に は記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名 | 認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との 関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
				給与	平成30年4月1日~平 成31年3月31日	8,398,218 円
				給与	平成31年4月1日~令 和5年9月19日	36,136,528円
			-			
				·		

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 平成30年4月1日 ~令和5年9月19日

給	与	を	得	た	職	員	Ø	総	数		左	記	の	職	員	12	対	す	る	給	,与	総	額	
·		-						5	人	-											-	64,7	11,47	76円

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項につい て、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

認定特定非営利活動法人 えどがわエコセンター

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係^(注) にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(<u>実績判</u> 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下 の項目を記載してください。
 - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡年月日	譲渡 価格	その他の取引条件等
なし	•			円	
		· ·		円	
		-		円	
				円	
· ·				円	·
				円	
				円	

(2). 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
			+ 1	円	÷.
·				円	·
				円	
			•	円	
				H	
				円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

	取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		124	講座講師料	令和5年5		
			萨男/王京男中 1477	CTCHAT		
				月 12 日~	9,000円	講師謝金基準に基づく
				令和5年9	0,000 1	HHAPPINI ILAS / CAS / C
				月11日		
			講座講師料	令和5年6		
				月 14 日~	14,000円	講師謝金基準に基づく
,				令和5年6	14,000 1	時中1月17日本 ライ
				月24日		
			講座講師料	令和5年6	3,000円	講師謝金基準に基づく
			,	月27日	3,000 [3	神中的 立本子に本 ノく
			講座講師料	令和5年6		
				月 26 日~	- 15,000円	講師謝金基準に基づく
				令和5年9	15,000 1	
,				月2日		
			講座講師料	令和5年8	6,000円	講師謝金基準に基づく
				月4日	0,000 1	
			顧問報酬等	令和5年4		
				月1日~	260,000円	業務委嘱契約に基づく
			•	令和5年9	200,000 🗂	未防女権大利に在フト
				月19日		

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

理事及び監事は、総会においてえどがわエコセンター正会員の中から選任する。

また、役員の選任にあたり、理事会は、選考委員会において選考された理事候補者を総会に提案する。また、理事会は、選考委員会において選考された監事候補者を総会に提案する。

3 支出した寄附金(<u>実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金</u>)

支出先の名称等	住 所	等	支出	年月日	支 出	金額	寄 附	の)的	等
なし		· · ·								
						円				
						円				
						円		٠		
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			円				
			,			円				

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	チェック機
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	V
をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- 口 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

 れをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、賃借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの日本認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類の新聞金充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の事項を記載した書類の事業を記載した書類の事項を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業を記載した書類の事業の担任の内容に関する事項を記載の事業の場所をよる取引をいまれていて、取引金額の多い上位5者とのを設し、批員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を		
※閲覧に関する網則(社内規則)等がある場合には、その網則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 日 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ④ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の表記の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	次に	「掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの ロ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ・ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の表記の状況(b)に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	れをそ	
以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 日 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 こ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ 4 (公員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月目 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	※閲	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 (する) しない
 イ ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 日 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ー 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人
③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの ロ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ	·	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)
※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 日 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 「	1	② 役員名簿
□ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b)に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)
 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との・ 役員、社員、職員若しくは高附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の大況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 		※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	ㅁ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 本	ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との ・ 役員、社員、職員若しくは高附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 本		次の事項を記載した書類
 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 本 衛附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 		① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこ の者と特殊の関係のある者との取引 本	ŀ	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこの者と特殊の関係のある者との取引 本		③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b)に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引
ホ ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b)に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら
人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		の者と特殊の関係のある者との取引
附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法
⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄
a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		附金の額及び受領年月日
b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況
⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (b に係る部分を除く。)
		b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使涂並びにその宝施日		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
へ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	~	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター	•

認定基準等チェック表 (第6表)

認定基準等チェック表 (第7表)

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

a	Ф	©	@	(e)	(D)	申請時
有・無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有・無	有 • 無	有 ·無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8	申請書を提出した	日を含む事業年度の初	月において、そ	その設立の日以行	後1年を超える	5期間が経過し	チェック欄
て	いること			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		e : : :	
	事業年度	月 日~	月日	設立年月日	年	月 日	
				•			

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名 認定特定非営利活動法人えどがわエコセンター チェック 欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法 人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ©1) 若 しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 暴力団の構成員等 (注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認 定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並び に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 有・(無) 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無 Έ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 有 · (無) 年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す (無) る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 有 · (無) 暴力団の構成員等の有無 2 はい(いいえ) 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 はいいいえ 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 4 はいしいいえ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 添付 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること 書類 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 はい(いいえ) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 次のいずれかに該当する法人 はいしいえ 1 暴力団 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 はいしいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	認定特定非常利益性人 えどがナエコセンター	
•		

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
環境教育・環境学習の 推進に関すること。	清掃活動や生物調査をとおして、自然保全に関する普及啓 発等を実施する。	1	葛西海 浜公園 東なぎ	3~6人	清掃活動等に 興味を持つ区 民や法人等	800,000円
			*		約 100 人 (の べ)	
						a te
			:			- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·